

☆:~:~:~:★:~:~:~:☆:~:~:~: た よ り ☆:~:~:~:★:~:~:~:☆:~:~:~:



星のふるさと清里



2025.9.25 Vol.199

【発行・編集】清里区総合事務所 上越市清里区荒牧18番地
(☎025-528-3111 FAX:025-528-3114)

たより「星のふるさと清里」は、上越市HPでご覧いただけます。
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kiyosato-ku/kiyosato-tayori-hosi.html>

地域の方と一緒にみんなで頑張りました



清里小学校では、9月16日(火)「清里小の進化、20周年を超えて進め」と思いを込めて5月に田植えをした、学校田の稲刈りを行いました。
全校児童が参加して、地域の方々、PTAの皆さんと一緒に作業を行いました。



星のふるさと館 通信
☎ 528-7227

今月の星座:てんびん座
[9月23日~10月23日]



中秋の名月を見る会 を
以下のとおりに行います。

【期日】
令和7年10月6日(月)
※天候に関わらず実施します。
開館 18:00~
最終入館 20:30~閉館 21:00

- 【内容】★名月の観察 随時:屋上、観測ドーム。
★プラネタリウム生解説「中秋の名月と今日の星空」
3回(18:20-、19:20-、20:20-)実施。
★月クイズラリー(景品あります)随時実施

【費用】入館券のみ必要:大人(460円)、小中学生(310円)、幼児(無料)

※当日昼間に入館された方は、当日夜に再入館できます。
※星が見えない場合は、再入館券(1年間有効)を発行します。



星の文化祭 の作品を募集しています。

- ★テーマ:星、宇宙、天文などに関わる内容。
- ★応募いただいた方には「5名様無料招待券(入館・プラネ券:星の文化祭の期間中(11/1~16)のみ有効)」を進呈します。



清里区ほっとカレンダー

R7.10.1 ~ 10.31

【区】：区総合事務所 528-3111
 【コ】：コミュニティプラザ 529-1218
 【小】：小学校 528-4634
 【中】：中学校 528-4068
 【保】：保育園 528-3205
 【子】：子育てひろば 528-3205
 【板保】：板倉保健センター

【京】：ビュー京ヶ岳 528-4100
 【星】：星のふるさと館 528-7227
 【ス】：スポーツセンター 528-7300
 【診】：診療所 528-3313
 【歯】：歯科診療所 528-4180
 【活】：活性化交流施設 528-7350
 【公】：スポーツ公園グラウンド

10月15日(水)



無印良品の移動販売バスが来ます

9:30~10:30 清里コミュニティプラザ
 10:45~11:15 株式会社 三原田組
 11:30~12:00 清里診療所

日	曜	内 容
1	水	敬老会 10:00~11:45【ス】
7	火	行政相談 9:00~11:00【コ】 健康運動教室 9:30~11:00【コ】
15	水	きよさと朝市 9:30~11:00【コ】
16	木	乳幼児集団健診(1歳、2歳、2歳6か月) 時間は個別対応【板保】
21	火	健康運動教室 9:30~11:00【コ】 介護予防教室 9:30~11:00【コ】
25	土	清里区秋の文化祭(～26日)【コ】 清里っ子ががやきフェスタ(AM)【小】 清里中学校学習成果発表会(PM)【中】
26	日	上越市長選挙 7:00~19:00 各投票所
28	火	健康運動教室 9:30~11:00【コ】

■ 清里診療所 10月の休診について

診療は午前のみです。

休診は、3日(金)、4日(土)、
 11日(土)、13日(祝)、18日(土)、
 22日(水)とすべての日曜日です。



■ インフルエンザ予防接種について

9月1日から予約の受付を開始しています。

対 象 者 ①かかりつけの方
 ②清里区在住の方

接種期間 10月1日～11月28日の月～金曜日

予約方法 電話で予約、午後2時～4時30分の間

★ 問合せ：清里診療所 ☎ 528-3313

■ 清里区の人口と世帯数

★令和7年8月末日現在 ()は前月との比較

男	1,184人	(+1)
女	1,103人	(-3)
計	2,287人	(-2)
世帯数	877世帯	(+2)

■ 土地・建物の相続登記のお願い

相続登記がされず現在の所有者がわからない不動産が増えるのを防ぐため、令和6年4月1日から**不動産の相続登記が義務化**されました。

土地・建物の所有者が死亡した際は、**相続を知った日から3年以内に相続登記**をお願いします。

① 法定相続情報証明制度

相続人が法務局に必要な書類を提出し、**法定相続人が誰であるのかを法務局が無料で証明**します。



法定相続情報証明書を提出することで、各種相談手続(相続登記、預金の払戻し、年金の請求など)の際に、戸籍書類一式の提出が省略できます。

② 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書の紛失や改ざんを防ぐため、**法務局が自筆証書遺言書を保管する制度**です(手数料3,900円)。

法務局で保管された遺言書は、家庭裁判所での検認が不要となります。



※詳細は、法務局ホームページをご覧ください。

★問合せ：新潟地方法務局上越支局

☎ 525-4133(自動音声案内)



■ 体力測定会を開催します ご自身の現在の体力年齢を測定してみませんか？

測定後、データを点数化し、客観的に評価することができます。

お気軽にご参加ください。

と き：10月9日(木)

17:30~18:30(受付17:00~)

ところ：清里スポーツセンター

対 象：20~79歳

申込みは不要です。

★ 問合せ：教育・文化グループ

